

未来創造まちづくり構想会議設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、未来創造まちづくり構想会議（以下「構想会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第 2 条 構想会議は、自動運転などの次世代モビリティ・システムの導入による静岡県の交通に係る将来のまちづくりの構想と、それらに係る実証実験及び社会実装等についての評価、提言を行うことを目的として設置する。

(所掌事務)

第 3 条 構想会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 次世代モビリティ・システムの導入により、地域が抱える交通に関する課題への効果、影響と将来のまちづくりの構想・ビジョンに関すること。
- (2) 将来のまちづくりを踏まえた「しずおか自動運転 ShowCASE プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」の方向性に関すること。
- (3) プロジェクトに係る助言、提言及び評価に関すること。

(組織)

第 4 条 構想会議の委員は、知事が別に定める者をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長に事故その他の事由により支障があるときは、会長の職務を代行する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第 6 条 構想会議は会長の指示により事務局が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を会議に出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(下部組織)

第7条 構想会議の円滑な運営のため、しずおか自動運転 ShowCASE プロジェクト推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

- 2 推進委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は静岡県交通基盤部都市局長をもって充てる。
- 4 推進委員会の組織、運営については、委員長が別に定める。

(報償費等)

第8条 報償費は、知事が別に定める額を支給する。

- 2 旅費は、静岡県職員の旅費に関する条例（昭和31年8月1日条例第48号）に準ずる額を支給する。

(庶務)

第9条 構想会議の庶務は、静岡県交通基盤部都市局地域交通課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。